

令和7年12月定例会 環境農林委員会（追加提出議案）の概要

日時 令和7年12月18日（木） 開会 午後1時46分
閉会 午後2時41分

場所 第6委員会室

出席委員 杉田茂実委員長
橋詰昌児副委員長
林薫委員、飯塚俊彦委員、内沼博史委員、新井豪委員、小川真一郎委員、
小島信昭委員、細川威委員、松坂喜浩委員、山田裕子委員

欠席委員 なし

説明者 [環境部関係]
堀口幸生環境部長、竹内康樹環境部副部長、山井毅環境未来局長、
鈴木健一環境政策課長、佐藤正太温暖化対策課長、
尾崎範子エネルギー環境課長、小ノ澤忠義大気環境課長、
堀口郁子水環境課長、宮原正行産業廃棄物指導課長、
今川知浩資源循環推進課長、高橋和宏みどり自然課長
[農林部関係]
竹詰一農林部長、松澤純一農林部副部長、長谷川征慶農林部副部長、
坂梨栄二食品衛生安全局長、中村真也農業政策課長、
川嶋正樹農業ビジネス支援課長、田嶋貴公農産物安全課長、
渡辺志保畜産安全課長、高橋正浩農業支援課長、吉田義彦生産振興課長、
阿部徹森づくり課長、中崎善匡全国植樹祭推進課長、西澤徳一郎農村整備課長

会議に付した事件並びに審査結果

1 議案

議案番号	件名	結果
第175号	令和7年度埼玉県一般会計補正予算（第6号）のうち環境部関係及び農林部関係	原案可決

2 請願
なし

【付託議案に対する質疑（環境部関係）】

林委員

- 1 クマ対策は政府のクマ被害対策パッケージを見ても、緊急対応から中期の取組まで多岐にわたっていると思う。この補正予算では、主にどのような対策に重点を置いているか。埼玉県地域特性やクマの出没傾向も踏まえて考え方を伺う。
- 2 緊急銃猟想定訓練を実施するというふうにお聞きしたが、具体的にどこでどのような訓練を行うのかをお願いする。
- 3 第二種特定鳥獣管理計画とはどのようなものか。イノシシやシカは策定しているが、クマは今回が初めてなのか。また、他県では作成しているのか。

みどり自然課長

- 1 埼玉県でも今年度はクマの出没状況が過去最高を更新しており、幸い今のところ人的被害が発生していないが、昨年度は人身被害の方が発生している。決して人ごとではなく、万が一に備えた準備を一刻も早く進めておくべきというふうに考えている。そのため、まず、クマが人の生活圏に出没した際、市町村が緊急銃猟制度を的確に運用できるよう想定訓練の実施や訓練に係る資機材の整備、こういったものをいち早く取り組んで市町村をしっかりとサポートしていきたいという考え方で補正予算を計上したところである。また、県の方で把握しているクマの生息数、生息状況については、直近のものが5年前のものである。その後、出没件数が増加傾向にあるということなので、新たに生息状況調査を詳細に行っていくとともに、こういったことを踏まえて県としての管理計画を策定していきたいというような考えである。
- 2 クマの出没情報が多いのは秩父地域、飯能地域である。こうした地域において、県や市町村職員、地元警察、猟友会員、こういった方々と協力して実施することを想定している。訓練の当日については、緊急銃猟の判断及び住民の安全確保、発砲時の弾丸を防ぐバックストップ、こういったものがしっかり確保、確認できているか、こういった緊急銃猟の一連の手順を確認する、こうした訓練をクマの生態に詳しい専門家の指導の下行うような、こんなことを想定している。
- 3 第一種計画というのもあり、第一種計画というのは基本的に減ってしまった鳥獣個体を保護するための計画。第二種というの、増え過ぎてしまった個体を管理していくための計画という違いがある。今回はクマの生息が増えているであろうということで、第二種の特定鳥獣管理計画を策定していきたいという考えである。なお、イノシシやニホンジカについては、この第二種管理計画を埼玉県としても策定しているが、ツキノワグマに関しての計画は今回が初めてということになる。また、他県の状況という御質問もあったかと思うが、現在北海道、九州を除く34の都府県でツキノワグマが恒常的に生息していると言われている。令和7年4月30日現在、国が集計したところによると、22の都道府県で、クマに関する特定鳥獣管理計画が策定されているという状況であり、おおむね3分の2ぐらいの都道府県においてこの計画が作られて、埼玉県もそれに追いかけていくという状況である。

林委員

- 1 今御説明いただき、今回の補正予算は先週の常任委員会で所管事務調査をやり、伺った方針に沿って、より具体的に予算もついて実行するものであるというふうに理解をした。それを踏まえて、具体的なスケジュールについて、再答弁をお願いする。

2 先ほど1個目の質問でどのような対策に重点を置いているのかということをお聞きしたが、例えば、クマを捕獲する箱罠が品薄であるというような情報、予測が出ている。そういった、実際に予算を取れたと、ただ、全国一斉に始まるものであるので、予算として計上されている箱罠などが品薄であるだろうという障害もあるかと思うので、その点も踏まえて御答弁をお願いします。

みどり自然課長

- 1 事業は多岐にわたっているが、今ちょっと御説明した中の関係で言うと、緊急銃猟想定訓練については、冬眠明けのクマが活動を始めるのが、4月、5月とか、そういった時期になると言われているので、このクマが冬眠する前の春先に1回目の訓練をやりたいと、また、秋の出没期の前に2回目を行いたいということで、予算上は2回行うことを想定しているので、このようなスケジュール感で考えている。また、こうした訓練には今箱罠のお話もあったが、訓練用にこうした資機材も活用していくので、この春先の訓練に間に合うよう調達の方は進めていきたいと考えている。また、生息状況調査や計画の策定の関係については、生息状況調査は春から秋にかけて調査が行えるよう、この冬のうちから準備に着手していく。計画の策定については、専門家などを交えた検討委員会、こういったものを立ち上げて、この検討委員会で素案について議論、作成いただいた後、秋から冬にかけて、環境審議会への諮問や答申がいただければ、年度末までに県議会に報告ができるものというふうに考えている。スケジュール感についてはそんなようなイメージでいる。
- 2 箱罠などが品薄状態であるというのは、県としても把握はしている。確実に調達ができるよう、この補正予算の議決をいただいたら、速やかに発注の手続を進めていきたいと思っている。業者の方にいろいろ確認したところ、注文から納品まで今であれば2か月ぐらいであれば納品できるというような情報も聞いているので、本当に、この年末年始速やかに事務を進めていけば、何とか間に合うのかなというふうに考えているところである。

答弁は以上であるが、先ほど生息状況調査のスケジュールの関係で、ちょっと違った答弁をしてしまったので、修正させていただく。私の方で春からと申したが、春から夏にかけて生息状況調査を行うべく準備を進めていくということであった。訂正させていただく。

内沼委員

- 1 今のちょっと関連しているが、先ほど緊急銃猟想定訓練ということであったが、これは多分、市町村もそうであるが猟友会等も入ってくると思うが、その辺の猟友会の皆様にも告知をすると思うが、その中で、この緊急銃猟訓練は先ほど秩父と飯能と、私と新井委員のところが出たが、基本的に、やはり緊急銃猟訓練なので、市民もある程度告知もして、その辺でいつやるなど、あと場所も含めて、その辺も告知もしないといけないが、その辺のちゃんと市民に対する告知などももちろん市町村を通じてになるのかもしれないが、その辺の告知の方は、どのような形で行うのか。
- 2 内容はまだ決まっていないのかもしれないが、どのような内容で行うのかというのをちょっと分かったら教えていただきたい。
- 3 先ほどの資機材の購入等とあるが、箱罠とかあると聞いたが、ほかのものも、資機材はどのような、どここのところまでの資機材の購入がこれ範囲に当てはまるのか、例えば、クマスプレーとか、そういうものも何か含まれるのか、ちょっとどの辺までの資機材の購入がこれに当てはまるか実態がちょっとつかめないで、その辺がもし分かたら教えていただきたい。

- 4 緊急銃猟等と書いてあるが、この「等」という範囲はどこまで当たるのか。例えば、緊急銃猟のために、様々な、多分行く、もちろん告知もそうであり、例えば、樹木を伐採したりというのはあると思うが、そういうこともどこまでの範囲がこの「等」の中に入っているのか伺う。

みどり自然課長

- 1 緊急銃猟訓練については、まだ、どこの市町村で行うのかという調整は当然これからである。相手方の市町村の理解が得て、パートナーが決ったら、住民への周知をどうするのか、委員の方でおっしゃられたように恐らく市役所を通じて、あるいは県の方とも両方でやるという形になるかと思うので、それは市町村や関係団体とも協力して、住民にもこうした訓練が行われているということはよく知っていただくようにしていきたいと思う。また、場合によっては市民にも安全が確保できる範囲で見学いただくなど、そういうことについても検討できるのかなというふうに思っている。
- 2 また、実施の内容であるが、実施の内容については先ほど林委員の方に答弁させていただいたことと重複するが、基本的には緊急銃猟対応マニュアルというのを市町村が作るということがあるので、そのマニュアルの確認というのが主な主眼にある。であるので、住民からクマが出て今どういう状態になっているという覚知の部分から、それが市役所の方に通報されて、現場を確認し、市の方で緊急銃猟の判断をする。その上で、猟友会、あるいは警察とも調整して、住民等の避難措置を行ったり、発砲の指示に当たって、猟友会に市が伝えるべきことをしっかり伝えているかどうか、そういったことを確認したり、そういった一連の流れをマニュアルに沿って、訓練で実際場で実地でやっていくというようなことをイメージしている。
- 3 今のところ検討しているものについては、ドラム缶型の箱罠、それとあと盾、クマスプレー、ヘルメット、プロテクター、こうした緊急銃猟に必要な資機材については、基本的なものは取りそろえたいという考えである。
- 4 緊急銃猟に加えて、委員の方のお話のあった樹木の伐採等の誘引物の除去、環境整備、あるいは職員向けのいろんな研修をやったり、ということも含んでいるので、緊急銃猟の実施のみならず、クマを寄せつけない出没対策、樹木を伐採したり、草の刈払いしたり、あと柿とか、そういう誘因物を除去したり、こうした取組をされる場合はこういったものについても交付金補助の対象になるという考えである。

内沼委員

例えば、緊急銃猟って猟友会が活躍していただかないといけないが、その猟友会の資機材や、あとは、この間もちよっと言ったが、やはりクマに対しては訓練をしなければいけないというのと、そういう訓練の補助など、例えば、長瀬射撃場を使うときの訓練の補助など、そういうものというのはこの中には入っていないのか。

みどり自然課長

この猟友会の資機材、あるいは猟友会の訓練の補助、これについては今回の補正予算の中には直接的には入っていない。ただ、今後も市町村や猟友会とは意見交換をして、こういったクマの捕獲において必要な対策、要望はないか、こういったことは丁寧に話を聞いて、また、追加で予算措置するなど、そういったことも検討はしていきたいというふうには考えている。猟友会の方の資質向上の面で言うと、先ほどないと言い切ってしまったが、捕獲者向け実地講習会というのを予定している。埼玉県においては、これまでクマ猟を積極的に行ってきたいなかったので、実際クマ猟の経験のあるハンター、狩猟者の方はかな

り少ないのではないかなというふうに推測している。一部話を聞くとベテランの方でやったことあるという人がやはり、いないわけではないということは聞いているが、特に、比較的若い方についてはクマを撃ったことがないという方が多いと思うので、長瀬射撃場なども実地講習会の会場に活用しながら、こうした猟友会の会員向けの資質向上の講習会、こうしたものやっけていきたいというふうに考えている。

新井委員

クマ対策の考え方についてちょっとお伺いしたいが、これ根拠が薄い話であるが一応推定値として、この関東圏内では、大体個体数、群馬県が約2,000頭で、栃木県が約1,000頭、埼玉県はそれに比べて160、また神奈川県が80頭という、そういうばらつきがあるところであるが、今回その頭数の割合は、例えば、群馬県はクマ対策費用に3億8,000万とかかかっているが、まず、個数の割合で言えば、高いものをかけていただいて歓迎しているところであるが、ただ、ここで気になるのが神奈川県は80頭という頭数で、今回の神奈川の県議会の方とちょっと情報交換したが、神奈川県はあくまでクマに関しては保護対象ということで、クマの駆除だとか捕獲に関しては積極的でないというところ。要するに、絶滅危惧種というところは埼玉も神奈川も同じところだと思うが、神奈川の保護というところを優先している。群馬、栃木、特に群馬も狩猟というところに重きを置いているところがあり、その境目とはどうなのかなと。今回は頭数で判断するものではないかもしれないが、神奈川は今年人的被害も出ているにもかかわらず積極的ではないらしい。この境目とはどうなのかなというちょっと考え方を、ちょっとお聞きしたい。

みどり自然課長

我々としても非常に悩ましい線引きというか、辺りという認識はある。ただ、埼玉県においては先ほどの160頭というのが、もう5年前のデータになっている。今年、また改めて調査の方はして、まだ結果が出ていないが、出没情報等、あるいは出没している場所、こういったものが市街地に比較的近いところ、今までは頭数はそれでも山の奥の方での情報が多かったりしたもののだが、やはり出没している場所も踏まえて、埼玉県においては、基本的には人の生活域、人に危害が及ぼすところでクマが見つかった場合は、これまでも、必要最低限の有害鳥獣捕獲ということで捕獲を行ってきたが、ある程度人の生活圏に出てきているクマについては、管理を、捕獲等をやっけていかなければいけない局面になってきているのではないかなという認識である。ただ来年度、この先ほど有識者を交えた検討委員会で計画をというお話もさせていただいたが、どこまでの管理をしていくのか、保護一辺倒というわけにはいかないかなという認識があるので、どこまでのレベルで管理をしていくのかということについては、また、来年の計画策定の中で、そのラインというか、どのレベルやっけていくのかということについては考えていきたいと思っている。委員のお話のあった神奈川県と群馬県の正に間にある自治体で関東山地ということで同じ山系だったりするので、もちろんそういった周辺の県の状況なども踏まえながら、考えていく必要があるという認識は持っている。はっきりした答弁になっておらず申し訳ないが、今までは捕獲の方、埼玉は計画的な捕獲を行ってこなかったのが、ある程度計画的な捕獲についても考えていかなければいけない状況になってきているという認識である。

新井委員

今のお話を踏まえると、例えば、今回も全国的に目撃情報がこれだけ増えている。それで対策を講じているわけであるが、個体数というのは多分変化ないと思う。ということはブナの実が来年もし豊作になって、目撃情報が減ったとなると、それでそういった対策も

薄くなっていくのか、それともこのクマ対策というのはそれにかかわらずこれから恒久的なものとして講じていくのかとその考え方だけ教えていただきたい。

みどり自然課長

国においても、埼玉県もそうであるが、一昨年、令和5年にやはりブナ等の凶作で過去最高の出没件数あるいは被害件数になった。それを踏まえて、国の方はいろんな鳥獣保護管理法の改正、あるいはこういった緊急銃猟、こういった制度の構築などもそのあと取り組んできたところである。その翌年度、実際令和6年度は委員の方のおっしゃるとおり豊作であったので、全国的にもクマの被害というのが昨年はさほど取り上げられなかったと思う。ただ、クマのこうした増えていく、あるいは人里に出るクマが増えている、こうした状況というのは、もう長期的に見ても確実だというふうに専門家なども言われているので、今回たまたま今年出没件数が多かったから対策を強化するというのではなく、長期的な視点に沿って、クマを増えていくという前提の中で、計画的にクマ対策を打っていく、こうした考え方を持っているところである。

【付託議案に対する質疑（農林部関係）】

林委員

- 1 まず、資料1の6ページ目、飼料価格等高騰緊急支援事業に関して、本事業の対象となる畜産農家数は何件か。また、その事業効果についてお答えをお願いします。
- 2 続いて、資料1の7ページ目、県営林事業である。人への生活圏への出没防止対策として、具体的にどのような箇所で、どのような対策を行うのか。
- 3 続いて3点目が、8ページ目、治山事業である。2か所で実施するようであるが、どのように選定されたか。また、補正予算で実施する効果についてお答えをお願いします。
- 4 最後に、農業基盤、公共予算についてページで申すと9ページから15ページそれぞれの公共事業の補正であるが、それぞれの事業において期待される効果について、御答弁をお願いします。また、事業ごとに地区選定はどのような理由で行っているのか。

畜産安全課長

- 1 まず、事業内容「(1) 配合飼料価格高騰緊急支援事業」については、配合飼料は、全ての畜種で給与されるため、酪農、肉用牛、養豚及び家きんの全畜産農家を対象としており、その数は約400戸となる。続いて、「(2) 輸入粗飼料価格高騰緊急支援事業」については、粗飼料は主に乳牛に給与するため、全ての酪農家を対象としており、その数は約120戸となる。「(3) 自給飼料生産資材価格高騰緊急支援事業」については、飼料を自ら生産している酪農家と飼料を生産して酪農家に供給している飼料生産組織を対象としており、約50戸と見込んでいる。畜産経営については、畜産飼料や生産資材の価格高騰高止まりで、生産コストが上昇している。大変厳しい状況にあることから、本事業により、飼料価格等の高騰による生産コスト上昇の負担を軽減することで、畜産経営の維持安定を図る効果があると考えている。

森づくり課長

- 2 こちらについては周辺でクマが出没しており、クマの生息が想定される越生町や神川町などの県営林において、集落や道路の近くにある雑草の刈払いや枝打ちなどを行い、緩衝帯を整備するものである。森林の見通しが良くなることで、人がクマを発見しやすくなり、また、隠れ場所が減るのでクマの警戒心も高まるということで、人との接触を防ぐ効果が期待できると考えている。

3 選定については、設計図面は地元との調整が整っており、直ちに発注できる箇所を対象として、秩父市と飯能市で工事を予定している。また、補正予算で実施する効果であるが、経済対策に加え、防災対策の効果を早期に発揮できると考えている。

農村整備課長

4 経済対策としての効果は当然のことであるが、補正予算として工事や委託業務を早期に契約することにより、速やかな事業執行を行い、事業の早期完了と合わせて、事業効果の早期発現を図るものである。幾つかの例を申し上げますと、11ページの農地防災事業については、左下に農業用の取水堰の写真を掲載しているが、大きな地震が発生し、万一堰が破損した場合については、堰の操作が不可能となるおそれがあることから、現在堰の耐震補強工事を実施している。今回の補正で事業の更なる進捗を図るものである。また、13ページの中山間総合整備事業については、左下にため池の堤体の写真が掲載している。このため池については、耐震性の評価の結果、基準を下回っていることが分かっている。また、中央の写真については、ため池から配水する管水路、パイプラインであるが、パイプラインについて、管の一部が地表に露出してしまっているということで、破損のリスクが高い状況である。このため、ため池及び管水路、パイプラインの対策工事を行うために必要な実施設計を補正予算により行い、これにより少しでも早く対策工事につなげたいと考えている。地区の選定理由であるが、それぞれの事業において、国の総合経済対策に合致して、地元の了解が得られた地区を選定している。例えば、かんがい排水事業においては、事業実施中の地区のうち、伊佐沼代用水路地区と荒川中部左幹線地区を選定している。伊佐沼代用水路地区は土水路で、法面の崩壊で維持管理に支障があるという状況の水路の改修を行うものである。荒川中部左幹線地区については、農業用水路、こちらは管水路であるが、これを設置するための用地を取得するため、その準備行為として用地測量を実施し、事業の進捗を図るものである。

林委員

7ページ目、県営林事業について、説明は分かった。県営林で行うということであるが、民有林では実施しないのか。

森づくり課長

民有林では、実施箇所の土地所有者との調整に時間を要する可能性があるのですが、まずは調整の必要のない県営林で先行して実施したいと考えている。また、民有林については、土地所有者等の調整や、実施箇所の選定などについて、地域の実情に詳しい市町村の役割が重要と考えているので、今後具体的にどのようにやっていくのか、市町村と協力しながら、民有林の実施についても検討していきたいと考えている。

内沼委員

ちょっと今の民有林の関係でちょっと聞きたいが、今民有林、もちろん民間で持っている方は市町村が詳しいということであるが、例えば、市町村で持っている山とかもあるが、そういうところについては、比較的把握は、もう市町村で分かっているので、聞かなくても分かるが、そういうところについては、今回のこの予算では実施できないのか。例えば、ちょっとこれ市町村に聞いてみないと分からないが、これについては国のそれこそ交付金なので、市町村に同じようなスキームがあるのか。それともこの県に来たものを今度、市町村が持っている市有林については、まだこれも分かってないのしょうけれど、市町村が持っている林についてはどういうスキームというか、そういうのをもし分かったら教え

ていただきたい。

森づくり課長

今回の県予算については、県営林ということで県のみを対象としているが、国の支援制度、県も活用する予定であるが、こちらは市町村についても、活用が可能ということになっているので、県としても市町村に対して情報提供を行いながら、相談については随時対応して、協力して対策を講じていきたいと考えている。

内沼委員

ということは、基本的にこの国の制度を、もし仮に市町村が把握していない場合は、国にちゃんと県からこういう制度が国であるということとちゃんと市町村の方にも、ちゃんと告知というか、お知らせしてくれるという意味でよいか。

森づくり課長

委員おっしゃるとおり、情報については随時市町村の方に提供していきたいと考えている。

細川委員

- 1 まず、資料6ページの飼料価格等高騰緊急支援事業の中の特に額が大きい配合飼料価格について伺います。今回、緊急と銘打っているわけであるが、やはり今回、飼料価格の高騰というのは日々の経営に直結する課題である。支援の迅速性が極めて重要になるかと思うが、制度上団体を通じて補助が行っているということであるが、実際に先ほど林委員の方からお話があった100数件の幾つかの畜産農家さんがいらっしゃるが、実際に、この手元にこの支援が届くのはいつ頃を想定しているのか、県の見通しをお聞かせいただきたい。
- 2 10ページのほ場整備事業になる。資料の方に地区について書いているが、実際は本事業約11億6,000万の多額の予算を伴うものになっている。そこで伺いますが、県全体として最終的にはどの程度の総整備面積を想定しているのか。
- 3 事業の着手から完了までどの程度の事業期間を見込んでいるのか。県の見解をお聞かせいただきたい。

畜産安全課長

- 1 配合飼料のみならず、飼料価格の高騰というのは、非常に畜産経営に甚大な影響を及ぼしているものと考えている。委員がおっしゃるとおり、早期に補助金を交付する必要があるというふうに県としても考えている。そのため、議決を頂いたら、速やかに事業主体と調整を開始して、補助金交付を進めていきたいと思っている。そして、補助金額の根拠となる支出伝票等々の書類の確認を終えたものから、順次補助金を交付していきたいと思う。早く確認が終了したものについては、配合飼料に問わず、年度内に交付をしたいというふうに思っている。

農村整備課長

- 2 ここまで整備しなければいけないというような明確な想定はない。ほ場整備事業については、地域の実情に応じて、その地域の農業者の皆様の御意向、そのほか御要望に基づき実施している。このような性格のものであるため、最終的な総整備面積は定めていないところである。しかしながら、効率的で生産性の高い農業、これを実現するために

は、ほ場整備は非常に重要であるので、地域の農業者の皆様の意向を丁寧に酌み取りながら、地域の整備要望に応じていきたいと考えている。

- 3 ほ場整備事業については、換地を伴う通常のほ場整備事業と、換地を伴わないほ場整備事業、埼玉型と申しているが、主にこの2種がある。換地を行う通常のほ場整備事業については、権利関係の整理も伴うことから、事業着手から完了までに平均して9年程度要している。一方、既に10アール区画に整備された水田を対象に、現況の区画を生かしながら、畦畔を撤去して区画拡大を行う、埼玉型ほ場整備事業については、先ほど申した権利関係のところがないということで、事業着手から完了まで、おおむね4年程度を要しているところである。

松坂委員

農林水産業費として約31億円あるが、繰越明許で8本出されているが、今回、当初の部分もあるが、これから早期に発注ということを繰り越していくが、大体今からスタートして、これが事業着手できる時期という、大体いつ頃に結び付いていくのかという、いろいろ段階を経てだと思うが、どのくらいの時期を経て発注できるのかというのを伺いたいと思う。

森づくり課長

まず、治山事業については、議決を頂いたら、入札手続に着手して、おおむね1月下旬から2月上旬をめどに発注できるように取り組んでいきたいと考えている。

農村整備課長

農業基盤に関する事業について御説明申し上げます。このうち県営事業、県が事業主体として実施する県営事業については、事業の負担者である市町村の補正予算の議決を受けてから、工事や委託業務の契約となる。このため、各市町村によって、議決の時期は異なるが、早ければ2月末までに契約を行う見込みである。この県営事業については、工事と委託両方あり、合わせて24件発注する予定であり、全ての案件を年度末までに発注する予定であるが、年度内に完了しないため、繰越明許費の設定をさせていただいているところである。また、市町村が事業主体となる補助事業については、各市町村の議決があり次第、各市町村の方に交付決定をさせていただく予定である。

【付託議案に対する討論】

なし